

【第1報告】

JA 上伊那 飯島町における地域農業の現状と今後の取り組み

下島 芳幸（JA上伊那総務企画部長）

司会（松岡）：JAグループが昨年初めて実施した「第1回地域営農ビジョン大賞」で、JA上伊那は支援部門において大賞を受賞した。特に飯島町については、平成16年の品目横断のときからの先進事例として、当研究会でも度々ご発表いただいている。

■頭を使って活性化

農家の皆さんは非常に頭を使っている。苦しい中でどうやっていこうかと考え、工夫していくことが、皆さんの活性化になっているのではないかと考える。減反政策や米価の自由化、品目横断と、今回も大きく変わるわけだが、農家はそれにきちんと対応している。

そして、こうした農家の活性化が80歳になっても農業ができるという現実につながっているのでは？とも感じる。事例としてそのようなことも提案していきたい。

■行政と一体となって取り組む

上伊那は、地域営農ビジョン大賞をいただいたが、その内容は昭和の時代から取り組んできているもの。一番の特徴は、行政と一体となった取り組み。行政と一体となって、農業への様々な支援をしてきた。生産調整だけではないいろいろな仕組みの中でこのようなことが評価されたと思う。今回の新しい政策も、行政と一緒に噛み砕いた内容で農家に提案している。特に上伊那の場合はコメの産地であるため、産地は減らさず、加工米までを含めて生産する取り組みを検討中。また70%くらいがカントリーを利用して販売できているので、一元化に集荷したものを多角的に販売する「一元集荷多元販売」にエサ米まで含めて対応していこうと、行政とも確認ができています。具体的な方策はまだこれからだ。

上伊那は、中央アルプスと南アルプスの間、日本の真ん中で諏訪湖から天竜川が太平洋に向かって流

れていくその谷にある。

農地は標高500～1,000mの中山間地帯である。内陸性気候で、夜は比較的温度が下がり、夏でもクーラーをつけなくても寝ることができる。

品質の良い農産物が取れ、コメ中心であるが、大体どのような物も作付されている。平成8年にJA合併をして、1郡1JAの大きなJAになった。



■地域の住人、JA職員として

現在約2万8,000人の組合員がおり、農産物の販売額が149億円。ただ、高齢化が進んでおり、耕地面積が1戸あたりでは非常に少なく、水田では平均で約70aしかない。それに減反率約40%を引くと、コメの生産面積は1戸あたりでは非常に少ない。そのため兼業化している。ただコメの収量は637kg/反で、コシヒカリでもこれくらいは取れる。一等米比率もかなり高い。味の点では新潟等の産地に敵わないが、カントリーの利用率が高いので、安定的に一定の品質の物を販売できるという点では、弁当業などでの流通が多い。

コメは全体の販売額の20%前後で1番多い。他にも果樹、園芸、畜産等の作物もある。歴史的にコメの産地であり養蚕地帯であるが、減反政策が始まってから園芸等の作物が増えてきた。畜産は衰退気味だが、それ以外の作物についてはここ数年ほぼ同じ状況である。

耕作放棄地の割合は、飯島町で 5.4%、宮田村で 1.8%と非常に低い。また、農地の集積率は 40%を超え、上伊那管内は相対的にかなり高い数値。これらは、組織的に営農に取り組んできた結果である。

上伊那農業は、天竜川が削った河岸段丘と扇状地での稲作が中心。大正から昭和にかけて養蚕地帯であった。特に蚕糸業は、産業組合や連合会も作り、かなり盛んに行なわれた。それが衰退をする時期から電気や精密工業等、工業関係が盛んになり、養蚕の労働力は工業に移った。そして、平日は工場、土日に農業という兼業農家が大半になった。逆にいうと、工業系の地元企業がしっかりしていたので、兼業農家が進展したと言える。水田作業は機械の力でできるが、生産調整は兼業農家にとっては非常に苦しいものとなった。

■大きく進んだ農家の意識改革

水田経営の構造改革として、平成 18 年に品目横断的経営安定対策が出た。これは大きな変革だった。面積要件があり、集落営農では 4 町歩をまとめなければならなかったが、上伊那は 40a、50a の農家がほとんどであるため、16 年頃から取り組みだした。役職員はこの時から現場に出るようになった。また、「担い手育成本部」を設置し、集落に出て説明会をし、合意形成し、組織化していった。それにより、40 の任意組織と 8 つの法人でコメ、麦、大豆、ソバ等では面積の 80%くらいをカバーすることができ、この大きな変革に対応できた。

ただ、ほとんどの組織が「名寄せ方式」をとっている。「なんちゃって集落営農」とも言われており、形としては理想的ではないが、農家が今までと違う農業経営に取り組むという点では、非常に評価できる。国の支援を受けるため、というしたたかさが出てくるかもしれないし、「なんちゃって集落営農はいけない」という風潮も流れたが、構造改革という点では非常に大きな成果があったと考える。最初は 40 ほどの任意組織があったが、現在では法人の方が多い。当初から、担い手育成本部が記帳代行や JA 出

資法人などの事務的などころも含めて支援している。これは、農家の意識改革であり、JA 上伊那の大きな変革の第一歩であるといえる。

■農業も変革の時代

農業に対する意識を変えることは大事なこと。次の 4 つを上げている。

①意識改革と構造改革：生産コストの点で、農家としても、外国との差はできるだけ埋める努力はすべき。効率的な農業経営とともに、価格にも対応もしていかなければならない。

②ソフトランディング：政策上では、今年から、来年からときちんと求められるわけだが、農家にはそこまですぐには求められない。逆に批判論ばかり出ても逆行してしまうので、農家の意向は認めながらも少しずつ変えていく考え方がよい。では、何を重点に捉えるか。品目横断では、意識を変えること、組織を作ることが目的であり、農地集積といった要件を一本化することは、少し間を置いて考えた。農家にも自負があり、一匹狼という意識も高いので、これを尊重しながら進めていくことは非常に大変。だが、国の支援があつて進められると捉えている。

③農地はみんなで守る：農地は生産の手段であるが、地域の中では共通のもの。個人の所有物であるが、団地的な取り組み等を含めていくと地域のものであるべきではないか。それが集落営農であり、地域コミュニティと言われているが、これらを維持するための重要な部分だと思ふ。農地について、個々で捉えるという考え方はやめるべきである。

④農家を減らさない：集落営農等では、農地をすべて預けてしまうと、もう農家ではないという意識になる。それが増えていくと、いわゆる「非農家」になってしまい、農業政策などの対応が難しくなる。最終的には地主の意向が認められるので、やはり農家という意識を忘れさせない、農家を減らさないという考え方に持っていけないといけな

■宮田村方式は

飯島町を説明するにあたって、その基本となるのが宮田村方式である。ここでは次の3つがうまく機能している。

- ①農業技術者連盟(技連):昭和40年代からあった組織。ワンフロアという、いわゆる事務局的な機能で、行政普及センターやJA、担当者が一本化して取り組む機能があり、農業を超えて、いろいろな企画・立案を行なった。
- ②農地利用委員会:農地の利用調整や転作、園芸作物の振興を考える委員会。宮田村の場合には、地域農業ビジョンを考え取り組む組織として機能していたのではないかと思う。宮田村の農業について企画立案を実際に行なう委員会である。
- ③集団耕作組合:機械の協同利用と作業受託を行なった。実際の農作業を行なったのは集団耕作組合。この3つがうまく機能して宮田村方式が完成された。

■農地貸し借りのしくみは昭和50年代から

農地利用委員会の説明をする。昭和53年当時は、農地がまだ規模拡大等の個人の希望があり地代が高く、借り手が非常に多かった。この時、農地の利用調整を村長と組合長が仲介した。農業委員会の仕組みはなく、安心して農地を貸し借りできる仕組みをつくり、その責任は村長と組合長がとった。当時、農地法違反といわれたが、これによって団地的な農地利用ができた。さらにそれを進めるために、地代制度として、水田面積から拠出をして農地の出し手

と借り手にそれぞれ10aあたりのお金を出した。こうして農地が流動化しやすい仕組みを作った。なお、団地的な利用によってりんごや野菜の担い手も育った。

■機械オペレーターは各集落から出す

耕作組合は各集落に構成され、全員参加で作られた。1番の目的は機械コストの低減。トラクター、田植え機、コンバインなどの機械を、個人ではなく組織で所有する。そして作業受託と専任のオペレーター化を進めた。水稻の苗についても共同で取り組み、コンバインは村全体で12台所有し、実際の運営は各集落、オペレーターも各集落から出す。

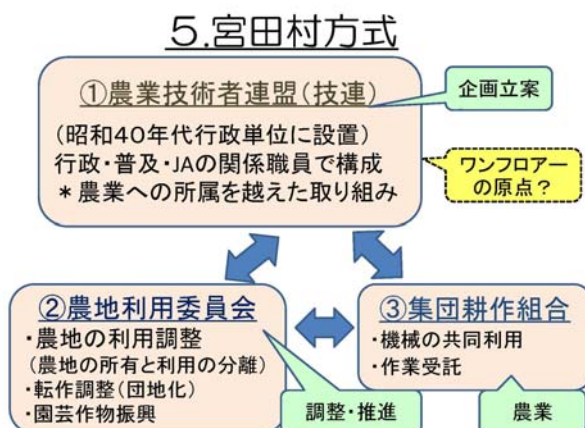
機械を効率良く稼働させるために、地帯別に水稻の品種を作付した。実際にはコシヒカリともち米の団地化を行なった。標高の高いところにもち米を作り、標高ごとに栽培することで、機械は効率的に稼働でき、その作動料金はかなり抑えられた。また品種別に作ることで、その価格差をプールする(米のプール精算)こともできた。

■宮田村方式の評価

宮田村として行なったのはこのようなことであり、今でもこの形をとっている。しかし、少し時代遅れという評価があるのも確か。農地の借り手よりも出し手の方が多いた時代、新しい提案等はできなかった。ただ、評価されるのは、「全国とも補償」といわれる転作奨励金の一括受領を行なったこと。また、農地保有合理化事業では、農地の所有と分離の取り組みが政策に反映された。結果として減反率が上がり、兼業化が一層進んでしまった。園芸の団地化・造成はしたので園芸の担い手はかなり育ったが、土地利用型の担い手はほとんど育っていないのが痛い。草刈り作業や水田の管理もできないような地主もいる。

■安心して農作業を任せられる存在に

その受け皿としてあるのが宮田村壮年連盟。これはかなり古い歴史を持っており、農作業の受け皿と



して機能している。農家の後継者は、現在会員の約1割。そのほとんどが兼業農家である。各集落単位でイベントや研修会等を行ない、また機械のオペレーターには皆さんが就いており、地域の後継者的なイメージにもなっている。各集落単位にできているので、安心して農作業を頼める。現在、宮田村の面積の約7%の農作業を各集落の壮年連盟が受けている。少し変わった宮田村の組織であるが、村の独自の考え方の中で育成され、若い人たちが実際に農作の育成もできている、安心して任せられる組織があることが、宮田村の1つの特徴である。

■誰も儲けていない

もう1つの特徴が、機械の稼働率がかなり高いこと。そのため、減価償却費や労賃等が安く済んでいる。中間で誰も儲けていない、儲けているとすれば水稻の生産者ではないかと思う。機械の作業受委託形式をとっているためだ。一般的に経営体が作業受委託を行なうと、経営体の儲けまで含めて面積で割り出した作業料金を頂くが、宮田村の場合にはその儲けの部分が全く必要ない。かかった経費だけを頂き、儲けは、水稻の生産者のところへいく。上伊那の中でも一番安い機械利用コストで農業経営が行なわれている。私の計算だと、実際に10a当たりのコンバインの作業料金は1.4万円くらいで済んでいるのではないかと思う。村のコンバインなので毎年2台くらいずつ減価償却費の中で買い換えるので、かなり効率的な取り組みができている。

■担い手不在でも農地は維持

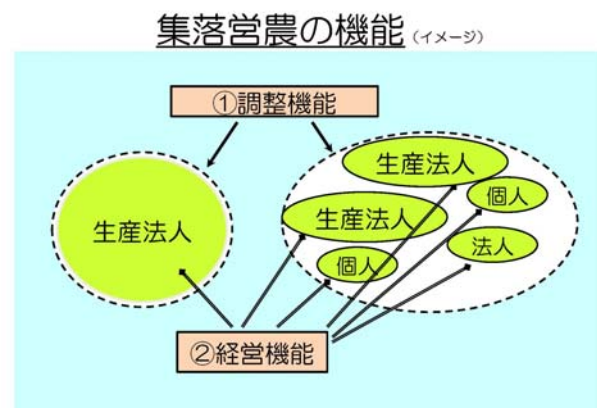
それを評価すると、担い手はいないが、宮田村の水田経営は継続しているのが事実。農地もきちんと維持できている。地域の若者も農業に携わっている。また、農業コストかなり安いので、米価が下がってきても収益は出ると予想される。兼業農家であるため、生活費は企業から頂いているので、農業に関わるコストはかなり安い。そのため、米価が下がっても、農地を守ることができる。こうして今、宮田村

営農組合の法人化が検討されている。

■「調整」と「経営」の2階建てがうまくいく

集落営農の機能は、調整をする機能と、経営を行なう機能に分けて、2階建てで考えている。利用改善団体や特定農業法人の考え方と全く同じで、地域農業も2つに分けて考えないと進まない。農業ビジョンを話し合う場合は、1階の調整機能。その一番の特徴は全員が参加するということと、利害関係があまりないこと。農業経営の中で利害関係が出てくると、どうしても意見の対立が出てくるが、その部分を切り離して考えることによって、調整機能が働く。「調整」と「経営」を分けて考えるといろいろなことが解決できる。

これを図式化すると、下図のようになる。右側の方は、調整する機能は一本だが、その中にいろいろな経営体があるというもの。左側は、その機能がエリア的にはほとんど同じというもの。宮田村は左側の部分になるが、他の上伊那の地域はほとんど右側の部分になる。地区の中には様々な経営体があるのが実状であるため、図式化して考えた。



■農地を守る担い手に

「農業の担い手」とよく言われるが、これも2つある。

①農業経営の担い手は、収益を目的として取り組む。国はこれをかなり重要視している。

②地域の担い手には、いろいろな担い手がいる。

個人の意思も尊重しなければ地域農業は成り立つ

ていかない時代である。経営なのか農地を守るのかという議論は尽きない。その中で、地域の担い手を考えていければよい。農地に対する執念、固守がかなり農家には強い。一方的に担い手という位置づけをするよりは、「農地を守る担い手」という考え方で取り組むことも大事ではないか。

■個人経営の弱点を共同の力で補う

次に飯島町について触れていく。宮田村の JA 職員が飯島町に異動し、役場の産業振興課と議論し、昭和 61 年に新しい仕組みができた。基本には宮田村の考え方があり、これに飯島町の考え方をに入れて作った。こちらも全農家参加が基本。だが、完全な一本化ではなく、お互いを認め合って取り組んでいく。規模や作物、能力の違い、兼業、専業と形態も様々。それらを役割分担して位置づけた。一方的に 1 つにまとめるのではなく、コメを作る担い手も、規模や機械の使い方など全てが違うが、それらを認めて、まずは組織をつくっていく。なおかつ、コメを基盤に花、キノコ、果物と野菜の生産振興も考えていくことが営農センターの基本。

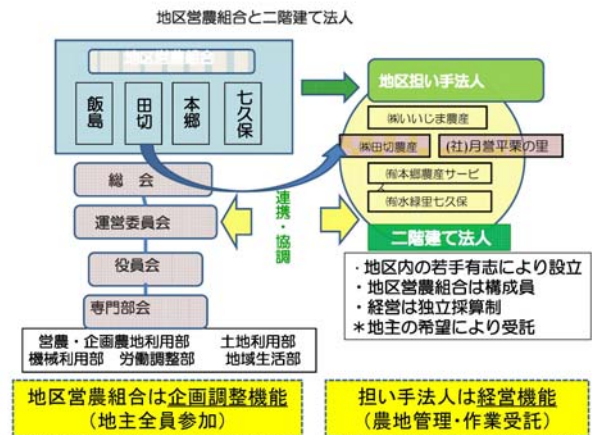
その中で「地域複合営農」という言葉が生まれた。これは、個人経営の弱点を共同の力で補完していくという考え方で取り組むこと。個は認めながらも、大きな流れとしては組織的な流れに取り組む。飯島町も中山間地域であるため、施設や農作業受委託など様々な課題があるが、これを「地域複合」という言葉で括りながら組織を作り、一つひとつの課題を整理した。

■全員参加で機能する

飯島町で宮田村の農業技術者連盟と同じ機能をもつのが、営農センター。各種団体の構成員を持ちながら、事務局として役場や JA、普及センターはワンフロアの機能をもつ。宮田村の場合は“支援”という考え方だが、飯島町の場合は“自ら”という考え方で営農センターを構成した。その下に地区営農組合がある。これは、飯島、田切、本郷、七久保とい

う 4 つの旧学校単位、小学校単位の組織。企画立案する組織とそれを実践する組織と、機能を分けている。

その図が地区営農組合と二階建て法人。左側が地区営農組合で 4 つの営農組合がある。これは地主が全員参加しており、宮田村でいえば農地利用委員会である。その組織で各種調整、企画等を行なう。生産調整もこの組織が取り組んでいく。右側の地区担い手法人は、営農組合からオペレーター集団を別にして法人化したもの。宮田村でいえば耕作組合。法人であるため、農地の管理までできる。これが品目横断の時にこの取り組みで担い手を育成した。やはり機能をきちんと分けた。



飯島町の地区営農組合の場合、農地の集積は JA がとった円滑化団体がやっているが、その利用調整は地区営農組合が行なっている。農地の利用調整をまずここで検討し、担い手等の活用部分までの案を作って町へ上げているが、その実務は JA が行なうというように、業務分担がしっかりできている。国は直接集積をしていくという考え方だが、やはり農地の利用活用を考えると、地区営農組合が実質の調整部署として機能している。中山間地の直接支払い等もここで協定している。任意組合ではあるが、全員参加によって営農組合が機能している。

■地主が草刈りをすれば、地代に作業料金を上乗せ
飯島町営農センターの取り組みはいろいろあるが、

町全体の農業振興を取り組んでいく。特にこの二階建て方式は法人を育成する。園芸品目を導入し、ネギ。大豆、ソバの乾燥施設を持つなど、事業に取り組んでいる。

共益制度は、私が大きく感じている取組み。農地を貸してしまえば、農家はそのまま何もなくなってしまふ。草刈りや水田等の管理は誰がやるのか。できれば地主にやってもらいたいというのがこの共益制度。草刈りを地主がやれば10a当たり9,000円の作業料を地代に上乗せして払う。全く農作業ができなかったり、不在地主であったりする場合は払わない。担い手法人がこの9,000円を地主に払うことによって、地主は草刈り等をきちんと自分でやっていくという責任をもち、農家を減らさないという意味にもなる。法人にとっては、作業料金が定額で払われるので経営的な安定にもなる。

なお、9,000円の草刈り作業料金は1人歩きし始めた。第三者に草刈り作業料金を払うこともできるようになり、受委託は増加している。

■今は自分で、将来には法人に

具体的に(株)田切農産を見てみよう。1階部分は田切地区営農組合という任意組織で、2階が(株)田切農産という法人。全部の作業を田切農産が行なっているわけではなく一部であるため、全くの2階建てではない。一昨年、優良経営体表彰を受け、かなり発展的に取り組んできた。営農組合は、保有している機械を全て(株)田切農産に無償貸与している。また、田切営農組合で積み立ててきた基金の一部を取り崩して、法人の出資金にした。そのため、現在は地区営農組合員全員が(株)田切農産の株主になっている。

水田経営安定対策(ナラシ)への対応は、一番大きな取組み。名寄せ方式もしている。“なんちゃって方式”に近いが、一番の違いは農地を法人に集積しているところ。そのため、農地の利用調整を法人が主体でできる。作業を自分でできる人はまだまだ自分でやってもらうが、将来的には法人の中に組み込

まれていく仕組み。機械の有効活用ということで、個人の機械も作業料金を支払うため、有効活用できる。組織的に将来に向かっての取組みができている。当然、全く管理ができない部分については法人が責任を持つが、ナラシ部分については経営的な考え方は個人になるので、法人としては規模的に大きくなるが、経営責任という点では少し楽になる部分もあるのではないかと考えている。

■作業受託は双方に大きなメリットが

特徴的なのは、ネギの栽培。4町歩ほど栽培しているが、圃場ごとに管理者を決めて管理している。植え付け、消毒は法人が行なう。収穫も法人が行なうが、ネギでは大事な作業である施肥や草取り、土寄せといった中途の管理は個人の責任でやってもらう。その成果を管理料として支払い個人差を付けている。コメでいうナラシと同じような形になるが、法人としても経営責任をある程度軽くすることができる。逆に個人としては、自分が働いた分だけはきちんとボーナスが出るので、意欲も出る。このように、法人経営と集落営農の中間的な考え方を取り入れている。農家を減らさないという点でも非常に大きな成果がある。

■発展に差がある4法人

飯島町営農センターにおいて、土地利用型については、ある程度構造改革ができ法人化も進んだ。だが、園芸等の収益性の高い作物は、振興の点では宮田村と比べて一気には進んでいない。育成した法人についても、発展に差が出てきた。作業受託だけを取り組む法人があれば、そこで働く皆さんの収益を確保する法人もあるのだ。(株)田切農産はかなり優秀な法人であるが、他の法人については差があるといえる。そして、飯島町営農センターは、営農センターであるため、将来の農業に向かっての目標を出せずにいる。

(株)田切農産は、水稻栽培では約60%近くの水田栽培を管理している。ただ、このうち40%強はナラシ

で、個人的な栽培の中で名寄せ方式をとっている。また、転作も約40%を(株)田切農産が管理している。水田については農地の集積は終わっているが、転作については今のところ3作業の受委託で集積している。合計すると、(株)田切地区の半分以上を(株)田切農産が管理することになる。それ以外の部分は、個人や別の法人が取り組んでいる。半分以上集積しているので、かなり利用調整等もできるようになってきた。

作業についても効率を求められるが、まだ管理しているのは半分なので、残りの半分については(株)田切農産も調整には入れない。農地が固定化すること、特に生産調整が固定化することによって、連作障害や病害虫、雑草といった課題も出てきている。そのため、真の団地的利用とまではいかない。

現在、国はこの部分をどのようにしていくか。さらに進んだ農地利用調整が必要と提案する。

これ以上(株)田切農産としても農地の利用調整はできない、と社長とも話す。他の経営体と一緒に調整は、なかなか進まない。個人と個人の調整は難しいが、みんなの農地であればそれが容易にできる。つまり、(株)田切地区営農組合がこの農地の利用権限を持っていて調整をすれば、利用調整は容易にできる。個人の農地であるが、利用は地区営農組合が考えて、経営は個人や法人の担い手が行なう、という関係をきちんとすればよい。そのためには、農地管理法人という考え方がよい。やはり農地は法人化した組織で管理することが一番よい方法と考える。このことは国の考え方とは違うが、自分たちで農地を守るとなると、この考え方が出てくる。これができれば理想的である。国は代わってやってくれるとのことだが、その場合、地主は参加できない。地主が自ら考えるという点を残して、農家を減らさないという考え方でこのような方法が生まれた。

■農地を守る1人1票制

今説明してきたような考え方で、私も関わって「一般社団法人 月嘗平栗の里」をつくり育成した。山の

中の荒廃農地をどうにかしたいためだった。法人が農地を管理するという考え方もこの中に入っている。一番の特徴は、荒廃農地4.6haで栗を栽培していること。集落営農方式で地主全員の参加を得て栽培する。この栗については、飯島町が6次産業化で工場を誘致して、生産を拡大している中で選択した。栗は、収穫開始までに4年、収支が伴うまでに8年くらいかかる。その分を地主が負担することはできない。そこで、栗を販売する会社の支援を受け、当面の運転資金を出していただいた。違った意味で6次産業化になろうかと思う。あくまで農地を守るという意思を通すために、一般社団法人を選択した。一般社団法人は1人1票制。株式会社の場合は1株1票で株式をたくさん持っていれば出資者の意向に沿っていくが、農地を守るという観点の中では農業者が判断するというところで、1人1票制の議決権を持っている。

■効率的な農地集積

栗を植えたくない人もいた。栗を全体で栽培しようとしたが、木を植えてしまうと将来困るだろうという農家の不安があった。野菜や個人の果樹類等を作付けしたいという人もいた。しかし、そうした人たちにも今回参加していただいた。営農組合が農地を全て管理するという考え方で、一旦は農地を集積することにした。そのほとんどの部分は栗を作付けしているが、個人希望のところについては栗を植えたくない人の農地に野菜や果樹類を持っていった。利用調整を法人が行なって、できるだけ栗の面積を確保した。農地は77筆ほどあるが、境はない。境をなくし作業効率の良い栗栽培をしている。政策的には、戸別所得補償が始まり、20歳でも戸別所得の対象になった。そのお金がかなり入る。3年間ソバの作付けをし、収穫後は6次産業化で加工等に取り組んでいきたい。

■一般社団法人が最適

株式会社、一般社団法人、農事組合法人といった

いくつかの形があるが、検討の結果、一般社団法人が最適だった。法人の出資も受け入れることができるからだ。出資は任意でよい。1 人いくらを出せばいいというわけではなく、出しても出さなくてもいいとした。1 人 1 票制、内部留保ができる、農地の管理ができる。農地法が改正されて、株式会社でも農地の貸借ができるように法律が変わった。それらを利用して一般社団となった。出資に関わる約 65%を栗の販売会社に出していただいた。

■新しい発想が活性化につながる

農地の境が全くないので、コンバイン、トラクターの作業がしやすいということで、間作にソバを作付けた。ソバは除草の必要がないため、8 月以降の除草はしない。畑作でも、個別所得でかなりの金額を得ることができた。これからは、栗拾い観光や栗の加工品、ロケーションがいいため観光農園も視野に入れながらいろいろ考えていく。このような新しいことをやると皆さんの考え方も変わってきて、新しい発想が出る。活性化につながり非常に良かった。

いろいろと加工できる栗は、皮をむいて売る。業者はちゃんと買ってくれる。地元には元気な年寄りもあり、虫くい栗を配り、むいて頂いた栗を集めて販売する。高齢化で栗園ができない園でも、その栗を出荷するという作業を行っている。

田切農産のエリア内なので、田切農産と一緒にいろいろなことをやっている。田切農産ではほとんど施設が整備できており、乾燥もできるため、機械作業は全てお願いしている。水田の畦畔管理では、田切農産が管理すべき水田の草刈り作業を約 3 町歩ほど受けている。1 反歩 9,000 円の作業料金で受け、法人内では時間当たりの賃金を払っているが、払うことによって配分金額が多くなる。特に中山間地帯であるため、土手の高さは 1.5~2m が普通。平坦な

場所とは違い、水田の管理は大変だ。作業料金が決まったことで、作業の流動化が楽になってきた。

■国土を守る、農業を守る

最後に、農村の政策と産業の政策の両方考えていかなければならない。また、農地の公共性、農地を地域として共有していかないと、農地が維持できない。例えば田んぼの中の 1 枚が転用されて宅地ができた場合、防除の問題やトラクターの騒音などで農業が逆にしにくくなる。そうではなく、公共という考え方で農地を管理しなければならない。それから、集落機能で、農家を減らさないという話をしたが、コミュニティを今後も維持していく。都会よりも高齢化率が高い地域をどのように守っていくかとなると、集落機能の維持のためにも、農業を考えなければならない。また、日本型農業は、外国型農業と比べられない部分が多い。3 反歩の水田に 2m ある土手の経営を考えると非常に効率が悪くなるが、それが日本の国土を守っていると考えると、それも意識をしなければならない。なおかつ、国内自給、地産地消といった地域の農業と、全国一律では考えられないことが多い。その中で農家の意識改革や新たな発想、取り組みを考える必要がある。

私も田切農産のナラシ政策の地主であり、「月誉平の栗の里」の事務局等にも携わっている。また、JA 職員の立場では、JA の基本である協同活動の考え方で取り組んでいく。小さな農協を作るのかという集落営農の声もあったが、私はそれはそれでよいと思う。その中で JA 職員がどのように関わっていくのか。嫌な部分や、事務的な部分などに携わっていかなければならないかもしれないが、地域の住人、JA 職員としてやっていくなら、それも一つのこととして、協同活動を進めなければならないと考えている。

司会 (松岡) : 今、TPP やアベノミクス、産業競争力会議などで「強い農業」と言っている。農村ではないローソンが発言したりもしている。強い農業、強いコミュニティ、強い地域社会とはなにか。今の話を聞くと、やはり現場から合意形成しながら作り上げていくしかないと思う。マスコミや財界が言っているような「強い農業」ではなく、今日の発表のようなことが、本当の強い農業、強いコミュニティではないかという意を強くした。